

令和 7 年 第 8 回大崎市教育委員会定例会会議録

1	招 集 期 日	令和7年8月28日（木）	開会 午後3時12分	閉会 午後3時45分	
2	招 集 場 所	本庁舎 306会議室			
3	出席委員等	教育長	熊野 充利	教育長職務代理者	青沼 陽一
		委 員	佐 藤 寛	委 員	堀 智恵子
		委 員	早坂 正年	委 員	伊藤 亜希
4	欠 席 委 員	なし			
5	傍 聴 者	なし			
6	事務局職員 出席者	教育部長	伊藤 文子	教育部参事	菅原 栄治
		参事兼教育総務課長兼 室長	平地 久悦	学校教育課長	新堀 秀一
		参事兼生涯学習課長兼 室長兼館長	中川 早苗	文化財課課長	高橋 誠明
		図書館館長	横山 一也	松山公民館長	後藤 裕司
		学校教育課 副参事	千葉 弘昭	文化財課課長補佐	大谷 基
		図書館副参事	橋本 知子		
7	書 記	教育総務課 課長補佐	菊池 勝行	教育総務課 主幹兼係長	本間 陽子
8	議 事	議 事 議案第29号 人事案件について 議案第30号 人事案件について 議案第31号 人事案件について 議案第32号 大崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例 議案第33号 「ゼニタナゴ」の大崎市指定天然記念物の指定について 議案第34号 大崎市指定天然記念物「シナイモツゴ」の生息地追加指定と 名称変更について 議案第35号 市有地(第2駐車場)の有償譲渡に伴う用途廃止について 報告事項 (1) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価について			

1 開会	教 育 長	ただいまから令和7年 第8回大崎市教育委員会定例会を開催いたします。 出席委員定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。これより会議を開きます。
2 会議録承認	教 育 長	はじめに、令和7年 第1回臨時会会議録並びに第7回定例会会議録の承認を求めます。 内容について、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議ないものと認め、会議録を承認いたします。
3 会議録署名委員指名	教 育 長	次に、本日の会議録署名委員を指名いたします。 青沼委員、お願いいたします。
4 傍聴者	教 育 長	本日の教育委員会定例会への傍聴者については、おられないことを報告いたします。
5 教育長報告	教 育 長	続いて、私から教育長報告をさせていただきます。 各学校では、長い夏休みが終わり、8月25日に「休み明け集会」を行いました。 どの学校でも、友達に会えた喜びと先生に会えたうれしさと笑顔が輝いていました。 各地で夏祭りやイベントが盛んに開催されるなど、外出の機会も増える夏休み期間でありました。 ただ、全国的にも、厳しい暑さが続き、大きな影響を受けておりますが、幸いにも、本市の園児や児童生徒には、特に大きな事故もなく、無事終了いたしました。 つづいて、明るい話題について報告いたします。 8月1日から11日にかけて東北大会が行われ、県大会を勝ち抜いた本市の生徒が出場しました。 その中で、三本木中学校の卓球女子が優勝し、3年連続の全国大会への出場を果たしました。 そして、全国大会では予選リーグを勝ち抜き、みごと全国ベスト13となりました。 さらに、柔道競技では、大崎柔道クラブが全国大会へ出場しましたが、惜しくも1回戦での敗退となりました。 それぞれの選手の健闘をたたえたいと思います。 去る7月12日に県内を会場に開催されたスケートボードの大会「フレイクカップ2025大会」のキッズクラスにおいて、古川第四小学校2年の鈴木愛心(すずきあいと)君が、見事第1位という成績を収め、来年1月に千葉県を会場に開催されるチャンピオンシップに出場することになりました。

また、「少林寺拳法宮城美里スポーツ少年団」が、8月1日から3日に「全国中学生少林寺拳法大会男子団体演武の部」において、見事全国優勝の快挙を成しとげました。

更には、8月8日から11日まで開催された「エンジョイ 軟式野球フェスティバル2025」においては、古川地域を拠点に活動としている「大崎ジュニアドラゴン」が、こちらも見事全国優勝の快挙を成しとげております。

このように子ども達が全国又は東北を舞台に活躍することは、大変喜ばしいことであり、今後のさらなる活躍を大いに期待しているところです。

次に、大人の活躍についても報告をさせていただきます。

11月に開催されるデフリンピック陸上全国大会4×400mリレー、男子400mハードルへ、仙台大学3年の小原奏楽(おばらそら)さんが出場する予定です。小原さんは鹿島台出身の方であります。

また、現在、イングランドを会場に熱戦が繰り広げられております「ラグビーワールドカップ2025」の女子日本代表に、平成26年度に古川東中学校を卒業した佐藤優奈(さとうゆな)さんが選出されています。

世界の舞台で日の丸を背負い、現在ご活躍されておりますことを報告いたします。

次に、自主文化事業及び宮城誠真短期大学連携協力事業について報告いたします。

市民ギャラリーでは、宮城誠真短期大学保育科の学生と連携し、8月3日、4日の古川まつりに合わせて「夏まつり こどもらくがきひろば」を開催いたしました。

会場には両日合わせて、延べ150名以上の親子連れが来場し、壁面や床一面に敷き詰めた紙に思う存分、絵を描き、自由に描く喜びや楽しさを体験していただきました。

次に、文化財事業についてご報告いたします。

8月1日に市内の小学生を対象とした「陸羽東線で行く子ども歴史探検隊」を実施し、18名の子供たちが参加しました。

この事業は、子供たちに郷土の歴史と文化に興味や関心を持ってもらうことを目的に実施しているもので、JR古川駅から陸羽東線に乗り、東北歴史博物館を見

		学しました。博物館で開催されていた企画展「世界遺産 縄文」では、田尻地域の恵比須田遺跡で出土した遮光器土偶をはじめ、多くの国宝や重要文化財に指定される出土品の実物が展示され、子供たちは目を輝かせて見学していました。 今後も、子どもたちが郷土の歴史や文化に触れることのできるような事業を実施してまいります。 つづいて、寄附採納についてご報告いたします。 先般、高校生向け給付型奨学金制度を創設した、大崎地域の経営者等で10の協賛法人で組織する「殿、利息でござる！」奨学金実行委員会様から、給付事業が終了したため30万円の寄附をいただきました。 寄附金につきましては、学校教育環境整備に活用させていただきたいと考えています。 つづいて、旧中央公民館で事業実施しておりました大崎市子どもの心のケアハウスですが、古川駅南の労働基準監督署に隣接する労働基準会館跡地の施設改修工事並びに引越し作業も終わり、8月22日に「移転式」を行いました。教育委員の皆様にもご臨席を賜りありがとうございました。9月1日からの供用開始に向け最終調整をしているところです。引き続き、大崎市子どもの心のケアハウスにおける学習支援、相談活動の充実に努め、子どもたちが安心できる居場所づくりを目指してまいります。 スクールバスの運行に関しては、各学校の夏休みも終わり、子どもたちが安心して学校へ登校できるよう運行事業者に対し注意喚起の呼び掛けを行い、併せて法令遵守の徹底を図るよう通知を行っております。 また、教職員の交通違反、交通事故等が増えてきておりますので、引き続き、交通ルール、交通マナーの励行について指導して参ります。 以上で教育長報告を終わります。
	教 育 長	ただいまの教育長報告について、何かご質問はございませんか。
	教 育 長	(なしの声) それでは質疑がないものと認め、教育長報告につきましては以上とさせていただきます。
6 議事	教 育 長	続きまして議事に入ります。 初めに、日程第1 議案第29号、日程第2 議案第30号、及び日程第3 議案第31号、「人事案件について」を議題といたします。

	青 沼 委 員	発議。
	教 育 長	発議がございましたので、認めます。
	青 沼 委 員	人事案件でありますので、教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、議案第29号、議案第30号、及び議案第31号を秘密会とすることのお取り計らいをお願いいたします。
	教 育 長	お諮りいたします。 議案第29号、議案第30号、及び議案第31号を秘密会とすることにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
	教 育 長	ご異議なしと認め、議案第29号、議案第30号、及び議案第31号については秘密会といたします。 教育部長、教育部参事、参事兼教育総務課長、参事兼生涯学習課長を除き、そのほかの方々はご退室願います。
		(退出者入場後、再開)
	教 育 長	それでは再開をいたします。 次に、日程第4 議案第32号「大崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。 教育総務課長、説明願います。
	教育総務課長	それでは私の方から、議案第32号「大崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。次のページに新旧対照表がございます。 現在、松山地域の学校再編に取り組んでおりまして、本日も夜に開催される統合準備委員会において、地元の方々と話し合いをすることでございますが、来年の春、新松山小学校になるということで、9月の議会において、松山小学校の再編にかかる条例改正を上程するものでございます。具体的には「下伊場野小学校」の表記を削除し、松山小学校で統一するといった法規上の措置になります。なにとぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	教 育 長	ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。 (なしの声)

	教 育 長	質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
	教 育 長	次に、日程第５ 議案第 33 号「ゼニタナゴの大崎市指定天然記念物の指定について」を議題といたします。文化財課長、説明願います。
	文化財課長	それでは私から、議案第 33 号「ゼニタナゴの大崎市指定天然記念物の指定について」 ご説明いたします。議案書の 7 ページから 9 ページをご覧ください。 この度、市指定天然記念物の指定についてご審議いただきますゼニタナゴは、関東以北に生息するコイ科の日本固有種の魚でございます。外来魚の食害などによってその数は激減しておりまして、現在、ゼニタナゴは秋田、岩手、宮城の 3 県のみに生息している状況で、宮城県内では市内の旧品井沼周辺を含め 2 ヶ所のみに生息しています。このたびの議案提出は令和 7 年 7 月 29 日に開催いたしました、第 1 回大崎市文化財保護委員会にて指定に係る答申がなされたことによるもので、委員会で調査、審議され、市指定天然記念物に指定し、将来的な保護を図る必要がある大変な貴重な魚であると評価されてございます。 詳細につきましては当課の大谷課長補佐から説明いたしますので、ご審議いただきましてご承認いただきますようお願いいたします。
	文化財課長補佐	では、私からご説明いたします。まず資料の訂正がございまして、7 ページ目の「所有者（管理者）」のところで「大崎市(桂沢 2 号ため池のみ個人)」と記載のある部分ですが「大崎市(桂沢 2 号ため池のみ個人含む)」という訂正をお願いいたします。大崎市以外に一部を個人が所有しているという形になります。 では、ゼニタナゴの市指定天然記念物の指定につきまして、議案書の 7 ページから 9 ページ、また配布しております、カラー両面刷りのチラシをご覧ください。 ゼニタナゴは体長 7 センチから 9 センチの主に関東以北に生息するコイ科の日本固有種で、現在、ブラックバスなどの外来魚による食害や、産卵のために必要な二枚貝の減少などにより、その数は激減しております。 そのため、ゼニタナゴは環境省レッドリストの「絶滅危惧ⅠＡ 類」、宮城県レッドリストの「絶滅危惧Ⅰ 類」のカテゴリーに分類されております。このカテゴリー

		については、絶滅を1番目とした九つのカテゴリーのうち、3番目と4番目の分類に指定されており、その絶滅が非常に危惧されているところであります。 さらに、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく「特定第一種国内希少野生動物種」にも指定されております。 現在は東北では、秋田、岩手、宮城の3県に生息し、県内では県北の伊豆沼周辺、旧品井沼周辺の2ヶ所のみとなっております。資料にあります地図の鹿島台の中心部から西側に点在する旧品井沼ため池群の桂川ため池、赤入道ため池、宮の沢ため池、塚の入ため池群に生息しております。 なお、ため池群は概ね大崎市の所有管理となっており、桂沢2号ため池のみ、一部個人所有となっております。 そして、その保全活動につきましては、NPO法人シナイモツゴ郷の会が中心となり、別紙チラシの裏面にございますように、ブラックバスの駆除や稚魚の放流など様々な取り組みがなされております。 このように日本固有の重要な魚種、かつ希少種であるゼニタナゴのその保護の必要性が広く認められており、その生息数や生息地が減少する中、市内のため池群で生息・群生していることは、大崎市文化財保護委員会でも高く評価され、旧品井沼周辺ため池群をゼニタナゴの生息地として、市の天然記念物に指定し、保護保全を図るべきものとの方針がなされております。ゼニタナゴの指定につきましては、以上の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
	教 育 長	ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。
	教 育 長	(なしの声) 質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
	教 育 長	次に、日程第6 議案第34号「大崎市指定天然記念物「シナイモツゴ」の生息地追加指定と名称変更について」を議題といたします。 文化財課長、説明願います。
	文化財課長	それでは議案第34号「大崎市指定天然記念物「シナイモツゴ」の生息地追加指定と名称変更について」ご

	文化財課長補佐	説明いたします。議案書は 11 ページから 13 ページとなります。 今回ご審議いただきますシナイモツゴは大正 5 年に鹿島台地域の品井沼で発見され、鹿島台地域の地名を冠する貴重な魚であったことから、平成 5 年に鹿島台町の天然記念物の指定、そして平成 18 年の大崎市の誕生により、大崎市の指定天然記念物となったものでございます。 この度の議案提出につきましては、先ほどと同様、令和 7 年 7 月 29 日に開催いたしました第 1 回大崎市文化財保護委員会で審議され、そして答申がなされたものです。 生息地の追加指定につきましては、現在の指定では、桂沢ため池に生息するシナイモツゴのみが指定天然記念物に指定されておりますが、桂沢ため池以外にも生息していることから、それらのため池も生息地として追加指定することで、指定天然記念物の更なる保護を図るものとなります。また、名称の変更につきましては、国の天然記念物指定基準では生息地名を表記することが通例となっておりますので、先ほどのゼニタナゴでも説明いたしましたように、同じように旧品井沼周辺ため池群をシナイモツゴ生息地とすることで、市民にとっても分かりやすい文化財の保護や普及に繋がていきたいと考えております。こちらの詳細につきましても、当課の大谷課長補佐から説明いたしますので、どうぞご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。 続いて、私からご説明いたします。資料の 11 ページから 13 ページ、カラー両面刷りのチラシをご覧ください。 今回ご審議いただくシナイモツゴは、体長 5 センチから 8 センチのコイ科の日本固有種であり、かつては関東や東北地方などに生息していましたが、干拓事業やブラックバス、ブルーギルなどの外来魚の侵入によるなどの環境の変化で激減し、1940 年代以降、採られた記録がなく、絶滅したと考えられていました。 ところが約半世紀後の平成 5 年に、旧品井沼の水源のひとつである桂沢ため池で再発見され、地名を冠する貴重な魚であることから、旧鹿島台町が生息地である桂沢ため池を含め、シナイモツゴを天然記念物に指定しました。現在は大崎市で指定天然記念物となっております。
--	---------	--

		現在、桂沢ため池のほか、資料の地図にある近隣6ヶ所のため池、主に大崎市が管理所有する坪下沢ため池、赤入道ため池、蒜ノ沢ため池、宮の沢ため池、池袋ため池、塚の入ため池群でも生息が確認されていましたが、外来魚による食害などで再び絶滅のおそれがあり、ゼニタナゴと同様に、環境省レッドリストの「絶滅危惧ⅠA類」、宮城県レッドリストの「絶滅危惧Ⅰ類」に分類されており、さらに、こちらも「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく「特定第二種国内希少野生動物種」にも指定されております。 そしてその保全活動につきましては、ゼニタナゴと同様に、NPO 法人シナイモツゴ郷の会が中心となり、稚魚の放流や、昨日大崎タイムス一面に報道されましたが、水草などを食べてしまうアメリカザリガニの駆除など、様々な活動が行われております。 今回、これらのため池を追加し、指定名称を「シナイモツゴ」から「旧品井沼周辺ため池群のシナイモツゴ生息地」に変更する理由は、国の天然記念物指定基準では、生息地名を表記することが通例であること、市民にとってわかりやすい文化財の保護、普及活動に繋がることからであります。生息するため池群は、大崎市文化財保護委員会の現地視察でも高く評価され、追加して保護保全を図るべきものとの答申がなされております。 シナイモツゴの生息地追加指定と指定名称の変更につきましては、以上の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いします。
	教 育 長	ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。
	早 坂 委 員	これは、魚種名ではなくて、文化財の登録上のネーミングを変更するということでしょうか。
	文化財課長補佐	はい、そうです。
	早 坂 委 員	ゼニタナゴはゼニタナゴで、シナイモツゴはシナイモツゴで魚の名前で、あくまで登録上、生息地であるため池の名称を入れるということですのでよろしいんですね。

文化財課長補佐	そうです。
早坂委員	あと、今回、生息地を追加で登録するということですが、自然保護活動であるザリガニ駆除とか、やはり効果が出ているということなのでしょうか。
文化財課長補佐	はい。そうです。それらのため池では、数を増やしつつあるということであります。ただ今後は、保全のために減らさないようにという意味合いの方が大きくなるかと思います。
早坂委員	分かりました。
教 育 長	その他に質疑はございませんか。 (なしの声)
教 育 長	質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
教 育 長	次に、日程第7 議案第35号「市有地(第2駐車場)の有償譲渡に伴う用途廃止について」を議題といたします。 松山公民館長、説明願います。
松山公民館長	私からは、議案第35号につきましてご説明させていただきます。資料の15ページをご参照ください。 市有地の有償譲渡に伴う用途廃止ということでございまして、所在地は大崎市松山千石字新広岡台1の一部でございます。資料の下の方に図面がありますが、その中心から左側、野球場の道路を挟んで左側に譲渡予定地がございまして、面積は、3,868㎡です。用途につきましては、松山地域社会体育施設の第2駐車場ということで、この「①」と書かれてある部分です。 その代替地としまして、図面の上半分にありまして、「市有地1」「市有地2」「市有地3」を整備いたしまして、74台の駐車スペースを確保する予定でございまして、どうぞご審議のほど、よろしくお願いいたします。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。 (なしの声)
教 育 長	質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、

		原案のとおり決定いたします。
7 報告事項	教 育 長 教育総務課長	次に、報告事項に入ります。 「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価について」についての報告をお願いします。 教育総務課長、報告をお願いいたします。 それでは私の方から、令和6年度事業対象の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価について、簡単にご報告をさせていただきます。お手元の2枚の資料をご覧ください。まず制度の概要でございますが、「1 経緯」から「4 学識経験者の知見の活用」までにつきましては、昨年度と変更はございません。評価委員でございますが、今年は4方をお願いをし、大崎市の教育事務の点検・評価をしていただいたところでございます。 学校部門、生涯学習部門、そして文化財部門といった内容を適切に評価していただいたものという様に考えているところでございます。こちらの評価のプロセスについても、地教行法に基づいた形でフローを整備しているところでございます。 裏面のスケジュールにつきましては、教育委員会において妥当性、適法性を確認の上、議会へ提出する運びとなっております。以上を踏まえまして、評価委員の皆様からいただいた意見を、大崎市教育大綱が掲げる基本目標をもとに各事業ごとに整理して記述しております。 私ども、教育委員の皆様とともに一緒に教育行政展開をしてきたことをですね、更なる良い方向に向けて、今後、点検評価の必要性や有効性も改めて確認しながら、仕事を進めていければと考えておりますので、これをもって簡単な報告に代えさせていただきます。私の方からは以上でございます。 教 育 長 教 育 長
	教 育 長	ただいまの報告につきまして、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。 (なしの声)
	教 育 長	ないようですので、この件につきましては、以上とさせていただきます。
	教 育 長	本日の議事案件については以上となりますが、委員の皆さんから、ほかに何かございますか。 (なしの声)
8 閉会	教 育 長	ないようですので、以上で本日の教育委員会定例会

		を終了いたします。
--	--	-----------

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 総務担当 主幹兼係長 本間 陽子

上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

教 育 長

署名委員